

## 【1】校則関係（生活全般について）

### （1）生徒心得等

#### 1 生徒心得

本校生徒は、学校内外を問わず常に恵那南高等学校の生徒としての自覚を持ち、心身ともに健全な言行をなすよう努めることが必要である。

すなわち、

- 1) 常に自分を大切にして、個性を生かしていく自信をもつ。  
（個性の伸長、自信と誇り）
- 2) 他人に好感を与えるような服装と態度を保ち、勉強に精励する。  
（明朗、挨拶、勉学）
- 3) 進んで学校行事に参加し、学友と協力しながら有意義な生活をする。  
（友情、協力、積極的参加）
- 4) 部活動に積極的に参加し、社会人となる基礎をつくる。  
（特技、趣味）

#### 2 服装等

本校の生徒であることを常に自覚し、学業を志す者にふさわしい服装等を心がけること。

スラックスまたはスカート、カッターシャツ、ネクタイ、ブレザー、ベスト、セーターは学校指定の物を着用する。

- 1) 式典の際にはネクタイを着用する。
- 2) 期間
  - ① 冬季 4月1日～5月31日 10月1日～3月31日
  - ② 夏季 6月1日～9月30日
  - ③ 上記①、②の期間を基本とするが、移行期間については定めない。
- 3) 靴下
  - ① 紺色、黒色、白色、グレーの無地またはワホ<sup>®</sup>イントとする。
  - ② スッキング・タイツは黒色またはベージュ色とする。
  - ③ その他（ルーズソックス、レッグウォーマー等）の着用は認めない。
- 4) 靴
  - ① 通学に適したものとする。
  - ② 原則として、スニーカー（運動靴）やローファーとし、特別な形状の靴（ブーツ等）は認めない。
- 5) 靴
  - ① 通学に適したものとする。
- 6) 防寒着（コート等）
  - ① 防寒を目的とし、華美にならない服装を心がける（ファー等不必要なものは付けない）。
  - ② 防寒着を着用する時は、制服を全て着用しその上に着用する。
  - ③ 夜間視認されやすい色のものが望ましい。
- 7) 上履き
  - ① 学校指定のものを正しく着用すること。

8) やむを得ず規定と異なる服装等が必要な場合には、生徒支援部および担任に届け出ること。

### 3 頭髪等

- 1) 清潔・端正を心がけること。
- 2) 染髪、脱色、パーマ等、髪に加工することを禁止する。
- 3) ピアス、イヤリング、マニキュア、指輪等の装飾は禁止する。
- 4) 化粧は厳に慎むこと。

### 4 挨拶

- 1) 爽やかな挨拶を心がけること。

### 5 身分証明書

- 1) 常に携帯すること。
- 2) 紛失した場合は、ただちに生徒支援部および担任に届け出ること。
- 3) 卒業や転退学により本校の学籍を失った場合は、ただちに廃棄すること。

### 6 携帯電話の使用

- 1) 公共の場での使い方を意識し、マナーや情報モラルを守ること。
- 2) 学校内の電気による充電は禁止する。

## (2) 交通安全について

岐阜県では、高校生の原動機付自転車（オートバイ等）及び普通自動車の免許取得や運転について「四ない運動」を推進している。

「四ない運動」とは、『免許をとらない・買わない・乗らない・乗せてもらわない』ことを推進する運動である。

### 【原付免許関係】

原動機付自転車等の運転免許証の取得等について下記の方針を定めるとともに、特別利用について規定を設けている。

#### 1 方針

- 1) 生命尊重の精神を基調とした交通安全指導ならびに「四ない運動」の推進を図る。
- 2) 車両に関する安全指導の強化を図る。
- 3) 原則として、原動機付自転車の免許取得及び通学は認めない。

#### 2 原動機付自転車等の免許取得と特別利用について

- 1) 地域の事情から下記の許可条件を考慮し、保護者の申し出によって学校長が必要と認めたときは、原動機付自転車の免許取得と通学の補助機関として、最寄りの駅、バス停、又は学校まで原動機付自転車を使用することを認める。

ただし、2年次からとする。

- ① 最寄りの駅、または、バス停から家まで8km以上の距離がある場合。
- ② 学校から家まで10km以上の距離があり、公共交通機関がない場合。
- ③ 部活動、生徒会活動で遅くなり、公共交通機関がなくなる場合（特に、防犯を考慮する）。

#### 2) 特別利用

- ① 学校長から許可を受けた生徒は登下校のみ利用を認める。
- ② 原動機付自転車の排気量は50cc以下で保険に入っていること。

- ③ 原動機付自転車を利用する場合には免許証とともに原動機付自転車等使用許可証を携帯し、警察官から提示の要請があった場合には、これに応じなければならない。
  - ④ 使用する原動機自転車には許可ステッカー、夜光テープを貼付すること。
  - ⑤ 交通規則または許可条件に違反した場合には、原動機付自転車通学を認めない。
  - ⑥ 原動機付自転車の貸借は絶対にしないこと。
  - ⑦ 通学路以外は乗らないこと。どうしても必要な場合は生徒支援部長の許可を得ること。
  - ⑧ 自賠責以外の保険（任意保険）に加入すること。
- 3) 無免許運転・無断免許取得をした場合は、在学中の自動車運転免許の取得を許可しない。

### (3) 普通自動車の運転免許証の取得に関する内規

#### 1 目的

この内規は、生徒の「普通自動車の運転免許証の取得」を規制し、交通事故防止に万全を期すとともに、学業に専念させることを目的とする。

#### 2 方針

- 1) 生命尊重の精神を基調とした交通安全指導を徹底する。
- 2) 普通自動車の運転免許の取得に関する事前指導の徹底を図る。
- 3) 通学での使用は認めない。

#### 3 普通自動車の運転免許の取得について

- 1) 自動車学校、教習所へ入学を希望する生徒は、事前にHR担任と相談の上、学校の許可を得なければならない。
- 2) 免許の取得（取得試験）は、卒業年度の家庭学習期間中に限り許可する。
- 3) 運転免許を取得しようとする生徒は、「自動車免許取得許可願い及び同意書」、「自動車運転免許取得申請書(単位取得見込み証明書)」を提出し、学校長の許可を受ける。許可された場合には、「免許取得許可証」が発行される。

ただし、次の事項に該当する生徒については許可証を発行しない。

- ① 評定「1」のある生徒
- ② 生徒指導上問題のある生徒

#### 4 特例者の取り扱いについて

次にあげる生徒については、家庭学習期間以前に許可されることがある。

(特例事情)

- 1) 就職内定者
- 2) 自動車整備関係等の専門学校への進学者。
- 3) 遠隔地で通勤が困難な場合。

#### 5 特例入校者の許可について

「自動車免許取得許可願い及び同意書」が提出された生徒について、恵那地区高等学校生徒指導研究会にて協議を行い「特例入校」許可を行う。

ただし、次に該当する生徒は、特例事情があっても許可されない。

- 1) 在学中に無免許運転、または、重過失による事故を起こした生徒。
  - 2) 在学中に交通違反を犯し、指導を受けた生徒。
  - 3) 学業成績不良の場合。
  - 4) 申し込み期限を守らなかった生徒。
  - 5) 生徒指導上問題のある生徒。
- 6) 自動車学校練習日は、放課後、及び休日とする。  
ただし、学校行事日、考査中、考査時間割発表後は除く。

#### (4) 自動車運転免許取得における注意事項

- 1) 原則として、教習は自由登校以降とする。
- 2) 「自動車免許取得許可願い及び同意書」を生徒支援部に提出し、学校長が許可した「免許証取得許可証」を受け取り、自動車学校へ提出する。  
なお、「自動車免許取得許可願い及び同意書」に示す同意事項とは、次の6点である。

- ①本校の内規に示された自動車運転免許取得に関する申し合わせ事項を遵守すること
- ②免許を取得した時点で学校に報告すること
- ③取得した免許証を保護者責任のもと3月1日まで家庭で保管すること  
(運転はさせない)
- ④取得した免許証は3月2日以降に保護者から本人に渡すこと
- ⑤取得に関して、高等学校が必要な個人情報を自動車学校に提供すること
- ⑥教習に関して、必要な個人情報を高等学校が自動車学校から提供されること

- 3) 次の項目に該当する生徒は入校を許可しないか、許可の取り消し、または教習を一時停止させる。
  - ①成績不良者(定期考査における欠点保有者)
  - ②生徒指導上問題のある者
- 4) 卒業式以前の自動車学校への登校は、制服を着用すること。
- 5) 夜間教習については地区の取り決めに従うこと。
- 6) 在学中(卒業式以前)は合宿による免許取得を認めない。
- 7) 卒業式以前の単車の免許取得は原則として許可しない。
- 8) その他、何か問題が発生したら速やかに学校へ連絡すること。

## (5) アルバイトについて

- 1) アルバイトは、届出制とする。
- 2) アルバイトを行う場合は、事前に保護者および担任・部顧問の同意を得て、「アルバイト届及び誓約書」を生徒支援部に提出し、学校長の承認を得ること。
- 3) 長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）のアルバイトの期間は休業期間の3分の2を目安とすること。
- 4) 午後10時までには帰宅すること。
- 5) 定期考査1週間前及び考査中はアルバイトを行わないこと。
- 6) 保護者承諾の上、自己責任において実施し、成績不良や部活動に支障がでた場合はすみやかに中断すること。
- 7) アルバイトの終了、アルバイト先の変更があった場合は、担任及び生徒支援部に報告し、必要に応じて手続きを取り直すこと。
- 8) 次の業務・場所の就労は承認しない。
  - ①危険有害業務またはその恐れのある場所
  - ②居酒屋や風俗営業を行う場所での就労
  - ③著しく責任の重い業務
  - ④健康上問題のあるもの（夜間労働・長時間労働）
  - ⑤その他高校生としてふさわしくないとと思われる業務・場所
- 9) アルバイト届は、アルバイト先に変更がなくても年度毎に承認を受けること。  
また長期休業期間についても、その都度承認を受けること。

付	則	この規程は	平成	19年	4月	1日から施行する。
		この規程は	平成	25年	8月	30日から施行する。
		この規程は	令和	2年	4月	1日から施行する。
		この規程は	令和	4年	4月	1日から施行する。
		この規定は	令和	6年	4月	1日から施行する。
		この規定は	令和	7年	4月	1日から施行する。